

評 議 員
役員・理事
支 部 長
事務担当者 各位

東剣連居発第 30 号
令和 7 年 3 月 25 日

(一財) 東京都剣道連盟居合道部会
会 長 伊 藤 繁 男

居合道七段および六段審査会（茨城）要項において

受審資格の追加のご注意

このたび会員各位に全日本剣道連盟より送付された「居合道七段および六段審査会（茨城）要項」をご回付するにあたり、受審資格において重要な追加がございましたので、ここに改めてご注意申し上げます。

(要項中抜粋)

7. 受審資格

七 段

(1) 令和元年6月30日以前に六段を取得した者。

※なお、令和元年7月徳島県での居合道六段審査会合格者も含みます

(2) 令和4年6月30日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

六 段

(1) 令和2年6月30日以前に五段を取得した者。

(2) 令和5年6月30日以前に五段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限2年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

8. 年齢基準 審査日の当日（令和7年6月27日）とする。

上記の通り、今回は七段、六段ともに、(2)の受審資格が追加されました。条件を満たしており、かつ受審を希望する会員におかれましては、「加盟団体会長が許可した者。」とありますので、受審申込用紙の備考に「(2)」と記入してお申込みください。問題ない場合は特に本人にはご連絡せず、全日本剣道連盟にお申込みいたしますので何卒ご了承ください。

以上